

## 足立区長定例記者会見

平成26年2月12日(水) 午後2時00分~ 足立区役所 南館8階 特別応接室

## 《次第》

1			ない環境づくり こと早期発見・解決のための総合的取り組み ・・	1
2			の保護など重要事項遵守を担保 養務第三者の視点で調査します ・・・・・・	4
3	そ	の	他	
4	質		<b>是</b>	

【担当】広報室 報道広報課 03(3880)5816





定 例 記 者 会 見 資 料 平 成 2 6 年 2 月 1 2 日 学 校 教 育 部 教 育 指 導 室 宮澤室長(3880)5973

## いじめのない環境づくり 未然防止・早期発見と解決のための総合的取り組み

足立区では、いじめの未然防止・早期発見と解決のための総合的な取り組みを進めるために、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」等に基づき、「足立区いじめ防止基本方針」を策定し、区・教育委員会・学校の取り組みを充実させていきます。

#### 1 いじめ問題解決のための体制

いじめ問題を組織的に解決するため、下記の機関を設置します。

いじめを認知した場合には、全庁をあげて原因究明と再発防止、いじめを受けた児童・生徒に対する適切な支援を行います。

## 【新設】足立区いじめ問題対策連絡協議会 (任意設置)

- [設置]青少年の指導、育成、保護等のため、区長の附属機関として条例設置されている"足立区青少年問題協議会"に「いじめ防止方針の策定・実行に対する提言」等の機能を付加する。
- [構成]区長、副区長、教育委員長、教育長、関係機関代表者(警察署・児童相談所・民生委員等)
- 「開催1年2回ほか区長が必要と判断したとき

## 【新設】足立区いじめ問題対策委員会 (任意設置)

- [設置]教育委員会の附属機関として条例設置。次の事項について審議し、教育 委員会に答申する。重大事態発生時は、調査機関として機能する。
  - ・いじめ防止等のための対策を実効的に行うための施策検討
  - ・重大事態に該当するいじめが発生した場合の調査
  - ・当該いじめに適切に対処するための助言
  - ・当該いじめと同種の事態の再発防止策
- [構成]5名以内(学識経験者、弁護士、教育委員会が適当と認める者)
- 「開催 ] 年 3 回ほか教育委員会が必要なとき

## 【新設】学校いじめ防止対策委員会 (必置)

- [設置]学校ごとに生活指導部会をベースに組織。いじめの未然防止、早期発見 のための取り組みについて、中心的役割を担う。
- [構成]校長、副校長、生活指導主任、保健主任、特別支援教育コーディネーター ー、スクールカウンセラー 等

#### [開催]月2回以上

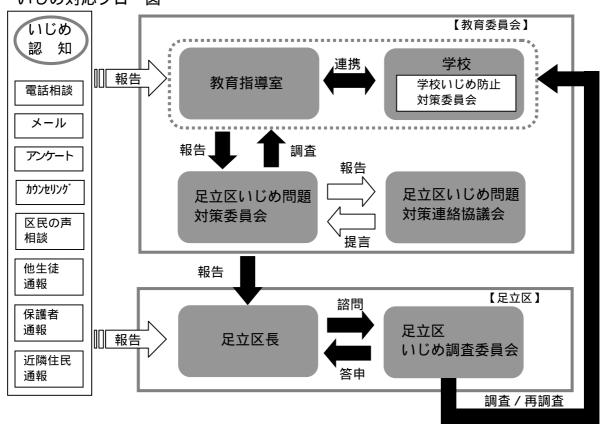
本委員会の開催計画や実施状況等を、毎月開催の生活指導主任連絡会で 各校の生活指導主任が教育指導室へ報告する。

## 【新設】足立区いじめ調査委員会 (任意設置)

- [設置]区長の附属機関として条例設置。次の事項について審議し、区長に答申 する。
  - ・重大事態に該当するいじめが発生し、教育委員会が行った調査結果に 対する再調査
  - ・当該いじめへの対処、当該いじめと同種の事態の再発防止のため区が とるべき措置

[構成]5名以内(学識経験者、弁護士、区長が適当と認める者)

#### いじめ対応フロー図



【問合せ先】 について こども家庭部 青少年課長 大谷 博信

電話(3880)5264

について 学校教育部 教育指導室長 宮澤 一則

電話(3880)5973

について 総務部長 定野 司

電話(3880)5821

#### 2 いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

#### いじめ防止対策

<教育委員会>

スクールカウンセラーを17名から34名に増員

<u>区立全小中学校</u>の学校訪問が週2回可能となり、相談の受付だけでなく児童 生徒の生活観察を積極的に行います。

教員対象の「いじめ防止研修会」を開催

<u>区立全小中学校</u>の「学校いじめ防止対策委員」を各校2名以上参加させ、毎年実施します。講師は学識経験者・弁護士・臨床心理士等を予定しています。

#### <学校>

11月を「いじめ防止月間」と位置付け

教師の指導・支援のもと、<u>区立全小中学校</u>の児童会・生徒会が主体的に取り組みを行い、"いじめは絶対に許さない"という意識を児童・生徒に定着させます。

各学校は、計画や実施状況を教育指導室へ報告します。

保護者や地域の方々を対象に「いじめ防止教室」を実施

いじめ防止の取り組み等について<u>区立全小中学校</u>の保護者や地域の方々へ 啓発し、理解・協力を求めます。

各学校は、計画や実施状況を教育指導室へ報告します。

## いじめ早期発見対策

< 🗵 >

区民の声相談課に「いじめ専門相談員」配置

平成25年5月から引き続き、区民の声相談課に「いじめ」の相談に対応する専門相談員を1名配置します。

#### <教育委員会>

メールでの相談受付開始

これまでの電話相談に加えて、受付時間の制限がないメールでの相談を教育 指導室が受け付けます。

従来のアンケート調査を改善

いじめを受けている子だけが記述欄への記載が必要であったり、より多くの 設問に解答しなければならない現在の様式を改め、いじめを受けている子も 受けていない子も同じように回答できるような方法に改善します。

#### <学校>

区立全小中学校に「いじめ相談箱」を設置

個人面談でいじめ状況を確認

各学校で実施している三者面談等で、友達関係の困り事などについて必ず 教員が確認することで、保護者を巻き込んでの早期発見を図ります。

【問合せ先】 学校教育部 教育指導室長 宮澤 一則 電話(3880)5973



 定
 例
 記
 者
 会
 見
 資
 料

 平
 成
 2
 6
 年
 2
 月
 1
 2
 日

 総
 務
 部
 総
 務
 課

 定野部長(3
 8
 8
 0
 5
 8
 2
 1

# 個人情報の保護など重要事項遵守を担保外部化業務を第三者の視点で調査します

民間委託された戸籍窓口業務のほか、今後、民間委託を予定している国民健康保険業務、会計管理業務、介護保険業務などの外部化業務の適正化を推進するため、「足立区特定委託業務調査委員会」を区長の附属機関として設置します。

#### 1 背景

業務の外部化を進めるにあたっては、今まで以上に個人情報の取扱いに注意する必要があります。そこで、委託業務のうち区長が指定する事項について調査する組織を設置します。

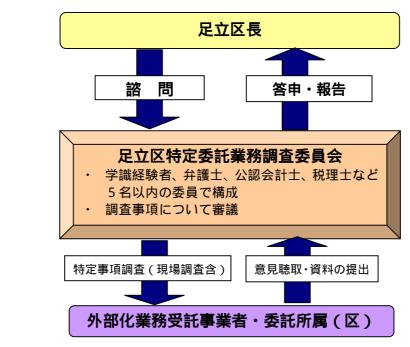
## 2 委員

学識経験者、弁護士、公認会計士、税理士などの有識者5名以内で組織します。

## 3 調査事項

個人情報が適正に取り扱われているか等の特定の事項について必要に応じて調査(現場調査を含む)し、区長に報告を行います。今後、業務の外部化の進展に応じて調査事項を追加していきます。

## 4 足立区特定委託業務調査委員会イメージ図



## 5 今後の予定

- (1) 平成26年 2月 第1回区議会定例会に条例案を提案
- (2) 平成26年 4月 条例施行

## 6 外部化(民間アウトソーシング)の進捗状況

国民健康保険業務

平成26年4月の移管準備委託に向けて、プロポーザルによる業者選定中介護保険業務

既に実施している認定業務の一部に加え、窓口等の業務に委託範囲を拡大する ため、プロポーザルによる業者選定中

会計管理業務

平成26年6月の段階的業務委託に向けて、プロポーザルによる業者選定中

【問合せ先】 総務部長 定野 司

電話(3880)5821